

萩・石見空港首都圏電車内モニター広告業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本委託業務(以下、「本業務」という。)は、首都圏を運行する電車内のモニターを活用し、萩・石見空港圏域※(以下、「圏域」という。)の魅力を映像で発信することで、首都圏における圏域の認知度を向上させるとともに、萩・石見空港―東京線の利用拡大につなげることを目的とする。

本要領は、本業務を実施するにあたり、受託候補者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

※「萩・石見空港圏域」とは、島根県益田市、浜田市、津和野町、吉賀町、山口県萩市、阿武町の計6市町を指す。

2 業務概要

(1) 業務名称

萩・石見空港首都圏電車内モニター広告業務委託

(2) 業務内容

別紙「萩・石見空港首都圏電車内モニター広告業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月25日まで

(4) 委託料上限額

29,000千円(消費税及び地方消費税を含まない)

注)本業務の委託料は島根県からの補助金を充当し、その予算は島根県議会(令和4年2月定例会)での議決が必要なことから、当議会で当該予算が可決された場合のみ、本業務の契約を締結するものとする。

また、本業務の予算の執行にあたっては、萩・石見空港利用拡大促進協議会(以下、「協議会」という。)の幹事会の承認が必要なことから、幹事会での承認を経た上で本業務の契約を締結するものとする。

(5) 事業者の選定方法

本業務の事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本プロポーザルに参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は仕様書に基づき本業務の企画提案を行うものとし、協議会は提案内容を審査し本業務を実施する事業者(以下、「受託候補者」という。)を選定するものとする。

3 発注者

萩・石見空港利用拡大促進協議会

〒698-0024 島根県益田市駅前町17-1 益田駅前ビルEAGA3階

電話：0856-23-0990(直通)

FAX：0856-23-0355

E-mail：airport@iwami.or.jp

4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 単独の法人、又は複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。ただし、複数のコンソーシアムの構成員となって参加、又は単独の法人とコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1者以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人、又はコンソーシアムの構成員は次の各号を満たしていること。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県内に事業所を有する者にあつては、直近1事業年度の県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、又は暴力団員関係者（過去暴力団員であった者も含む）でないこと。

5 公募スケジュール

2月24日(木)	公募開始（実施要領ほか関係資料の配布開始）
2月24日(木)～ 3月8日(火) 17時まで	企画提案参加表明書受付期間
3月10日(木)	企画提案参加資格の通知
3月14日(月) 17時まで	質問書の提出期限
3月16日(水) 予定	質問書に対する回答
3月29日(火) 17時まで	企画提案書の提出期限
3月31日(木) 予定	1次審査の結果通知、2次審査の案内通知
4月6日(水) 予定	2次審査会（対面・リモート）
4月12日(火) 予定	受託候補者の決定、2次審査の結果通知
4月中旬頃 予定	契約締結

6 関係資料の配付

本プロポーザルに関する実施要領等の関係資料は、協議会ホームページからダウンロードすること。（<https://hagiiwami.jp/dp3/>）

7 申請書類の内容及び提出方法

(1) 企画提案参加表明書

参加希望者は、以下により企画提案参加表明書（様式1）を提出すること。

①提出書類

書類名	部数
企画提案参加表明書（様式1） ※コンソーシアムによる参加の場合は協定書（写し）も提出すること。	1部
会社概要（会社案内や要覧、定款など、会社組織や内容がわかるもの） ※コンソーシアムによる参加の場合は全社分提出すること。	1部
直近3ヵ年間分の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） ※コンソーシアムによる参加の場合は全社分提出すること。	1部
都道府県税の納税証明書 ※コンソーシアムによる参加の場合は全社分提出すること。	1部
消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書 ※コンソーシアムによる参加の場合は全社分提出すること。	1部
誓約書（様式3）	1部

②提出先

本要領3に同じ

③提出方法

上記提出先に**持参又は郵送**

④提出期間

令和4年2月24日（木）～3月8日（火）17時まで

※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。

⑤参加資格の通知

令和4年3月10日（木）

※提出された書類を確認の上、**メール又はFAX**にてその結果を通知するとともに、企画提案書の提出を求める。

⑥その他

・企画提案参加表明書提出後に、参加者の都合により本プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式2号）を提出すること。

(2) 質疑応答

企画提案するにあたり質問がある者は、以下により企画提案質問書（様式4）を提出すること。

①提出書類

企画提案質問書（様式4）

②提出先

本要領3に同じ

③提出方法

上記提出先にメール又はFAX

④提出期限

令和4年3月14日（月）17時まで

⑤質疑の回答日（予定）

令和4年3月16日（水）

⑥質疑の回答方法

協議会のホームページ（<https://hagiiwami.jp/dp3/>）にて回答を公表する。

(3) 企画提案書

本業務の企画提案を提出する者（以下、「提案者」という。）は、以下により企画提案書（様式5）を提出すること。

①提出書類

- ・ 企画提案書（様式5）

※企画提案書は、原則指定された様式を使用すること。

※提案内容の一部に別様式での提案を可とするものがあるが、それについてもサイズはA4判で横書き、左綴じ（A3判の折り込みも可）で統一すること。

- ・ 見積書

※消費税及び地方消費税を含まない額

- ・ 絵コンテ等、制作する映像の内容が分かる資料
- ・ その他、企画提案に関する有効な資料があれば提出すること

②提出先

本要領3に同じ

③提出方法

上記提出先に持参又は郵送

④提出部数

7部（正本1部、副本6部（副本はコピー可））

⑥提出期限

令和4年3月29日（火）17時まで

※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、簡易書留等（配達記録が残るもの）による必着に限る。

⑦企画提案に係る経費

企画提案に係る経費として、単独の法人による参加はその法人に、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して10,000円（消費税等含む。）を支払う。

ただし、業務委託先に決定した者、及び資格審査により参加資格がないとされた者に対しては支払わない。

企画提案に係る経費は、業務委託先が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。

⑧提出にあたっての留意事項

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があるので留

意すること。

- ・ 提出先、提出方法、提出期限が遵守されていないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

⑨その他

- ・ 複数の企画提案は認めない
- ・ 提出期限以降の企画提案書の差し替えや再提出は認めない
- ・ 提出された企画提案書は返却しないが、その著作権は提案者に帰属する
- ・ 採用された提案は、内容の一部を変更する場合がある
- ・ 本プロポーザルにおける郵便やメール、FAX等の通信事故による不利益については、協議会はその責任の一切を負わない

8 審査方法等

(1) 一次審査（書類審査）

本要項7の(3)により提出された企画提案書について、書類の不備や欠格要件の有無等を確認する一次審査を実施する。

①審査日

企画提案書提出後すぐ

②審査結果の通知

令和4年3月31日（木）

※メール又はFAXにてその結果を通知する。

あわせて、二次審査の日程や実施方法について案内する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

前項の一次審査に合格した企画提案について、以下により二次審査を実施する。

実施方法については、原則、対面によるプレゼンテーションとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、リモートによる審査に変更することがある。

①審査日（予定）

令和4年4月6日（水）

②審査方法

別に定める審査会において、次号の審査項目に基づき審査を行い、本業務の内容に最も適した提案者（1者）を受託候補者として選定する。

③評価項目

ア 業務遂行能力

- ・ 本業務を遂行する体制が整い、担当者は十分な経験を有しているか
- ・ 過去に本業務に類似した業務を実施した経験を有しているか

イ 映像の企画意図

- ・ 提案された映像はその企画意図が視聴者に伝わるものか

ウ 映像の新規性、独創性

- ・ 提案された映像は演出等に斬新さが感じられるか

エ 映像のインパクト

- ・ 提案された映像は視聴者に強いインパクトを与えるものか

オ 映像の制作数（加点項目）

- ・企画、制作する映像の本数が仕様書で示す量を超えているか

カ 広告効果

- ・映像の配信スケジュールは、その意図が明確で効果的であるか

キ 広告掲出量（加点項目）

- ・映像を掲出する路線や場所、期間が仕様書で示す量を超えているか

ク 業務遂行意欲

- ・業務に対する遂行意欲が感じられるか

ケ 見積金額

- ・予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか

④企画提案の採否の通知（予定）

令和4年4月12日（火）

※メール又はFAXにて採否を通知する。

⑤その他

- ・審査結果や審査内容等に係る質問や異議は一切認めない。
- ・審査会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募する。

9 契約手続き等

(1) 受託候補者との協議

協議会は受託候補者に決定した者と協議を行い、両者合意がなされたとき、以下により契約手続きを行う。

(2) 契約手続き

①契約締結日（予定）

令和4年4月中旬頃

②委託料上限額

29,000千円（消費税及び地方消費税を含まない）

※上記委託料には、企画提案に基づく本業務の全てが含まれるとともに、協議会との協議に要する費用も含む。

③委託料の支払い

原則として精算払いとする。

ただし、本業務を行うために必要であると委託者が認めるときは、受託者は契約金額の3割を上限に概算払いを請求することができる。

④一括下請け及び再委託の禁止

本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。